

3.6 協定届の記入例

【共通ポイント】
 時間外労働・休日労働協定届の①から④の事項については、それぞれ記入欄に漏れなく記入がない場合は法令の形式上の要件を欠き受理できませんので、記入漏れがないように入力してください。

【ポイント1】
 具体的に区分されていますが、「社員」など具体的な記載ではなく、時間外労働を細かく記入してください。

【ポイント2】
 事業主が法人の場合は、法人の名称、支店・店舗等の場合は支店・店舗名も併せて記入してください。支店・店舗等の場合は、その所在地を記入してください。

【ポイント3】
 1 1日を超える3箇月以内の期間と「1年間」の2つの協定となっていますか。
 2 限度基準の別表第一（下記の表）に掲げる期間に応じた限度時間を超えていないか。
 3 起算日は、1週間であれば毎月〇日、1年であれば、〇月〇日のように記入してください。
 4 「延長することのできる期間」とは、「1日」については、法定の8時間を超える時間を除く、1週40時間を超える時間（変形労働時間制を採用している場合は、1日及び1週の時間を除いて変形期間の総枠を超えない時間も追加）を記載してください。したがって、特に所定労働時間が7時間等8時間未満の場合は、その点注意してください。

【ポイント4】
 協定の有効期間は原則1年です。

労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（限度基準）で定める限度時間

期間	一般労働者 (右欄の欄以外の労働者)	1年単位の変形労働時間制 (労働時間33ヶ月超の労働者)
1週間	1.5時間	1.4時間
2週間	2.7時間	2.5時間
4週間	4.3時間	4.0時間
1ヵ月	4.5時間	4.2時間
2ヵ月	8.1時間	7.5時間
3ヵ月	12.0時間	11.0時間
1年間	36.0時間	32.0時間

【ポイント10】
 限度時間（月 45 時間、1 年 360 時間等）を超過する時間外労働についての割増賃金率がそれぞれ定められていますか。

【ポイント9】
 ⑩の所定休日のうち法定休日労働（週1日又は4週4日の休日）が予定されている場合に協定してください。法定休日以外に労働時間に労働させた場合で、週40時間を超過するときは、時間外労働となります。

休日労働については、法定休日の対象日を特定せず、一定期間の日数を定めることや、始業・終業時刻の代わりに当該休日労働の時間数を定めることでも差し支えありません。（例：法定休日のうち1箇月に2日以内、休日労働時間数 10時間等）

【ポイント8】
 1 協定当事者が労働者の過半数を代表する者である場合
 2 協定届の提出は適正ですか
 3 労働者の代表者が署名又は記名押印することによって、協定書を兼ねることができるとされています。

【ポイント7】
 使用者の印については、事業主の場合は、代表者印を捺印してください。事業主に代わって協定締結の権限を与えられた使用者（人事部長、支店長、工場長等）の場合は、個人印を捺印してください。会社内で権限を示す印を使用している場合は、当該印を使用することもできます。なお、自署の場合は、押印を省略できます。

【ポイント5】
 特別の事情をできる限り具体的に定めていない場合は、臨時のものに限られ、全体として1年の半分を超えないものとする期間として1年を超え3箇月以内の一定の期間に限り限度時間を超過することのできる回数等を定めることとされており、一定期間が1箇月の場合は6回以内、3箇月の場合は2回以内のようになっています。

【特別条項付の協定の要件】
 特別条項を設ける場合は、労使で次の事項について協定しなければなりません。
 ① 限度時間を超過する労働時間を延長しなければならない特別の事情。具体的なかつ臨時のものに限ります。
 ② 労使当事者間において定める手続の方法
 ③ 「特別延長時間」、一定期間ごとの延長限度時間を定め、当該一定期間ごとに上乗せの時間と回数。1年の半分を超えないこととはできません。
 ④ 限度時間を超過する時間の労働に係る割増賃金率。法定割増賃金率の下限（2割5分）を超える率となるように努めてください。

休日労働に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	延長することのできる時間	1日	所定労働時間	労働者数 (満18歳以上の者)	業務の種類	業務の種別	時間外労働のある具体的な事由	臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更	協定の成立年月日	協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合)	協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合)	記録心得
金属製品製造業①	東京局工業株式会社後楽支店②	文京区後楽1-2-3 (34566-7899)	1日を超える一定の期間（起算日）⑧ 1箇月（毎月1日）⑨ 1年（4月1日）⑩	1日	8時間	18名	検査	検査	臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更	平成〇〇年3月29日⑪	検査係 山田太郎⑫	代表取締役 佐藤二郎⑬	代表取締役 佐藤二郎⑬	代表取締役 佐藤二郎⑬
					5時間	15人	機械組み立て	機械組み立て	月末の決算事務			平成〇〇年4月1日から1年間⑭				
					5時間	20人	機械組み立て	機械組み立て				平成〇〇年4月1日から1年間⑭				

【ポイント6】
 特別延長時間を適用する場合に、労働者数（満18歳以上の者）が記載されていますか。
 1 労働者数（満18歳以上の者）が記載されていますか。
 2 1日を超える一定の期間（この例では1箇月）ごとに、1の手続きを行うことになっていますか。

【ポイント5】
 特別の事情をできる限り具体的に定めていない場合は、臨時のものに限られ、全体として1年の半分を超えないものとする期間として1年を超え3箇月以内の一定の期間に限り限度時間を超過することのできる回数等を定めることとされており、一定期間が1箇月の場合は6回以内、3箇月の場合は2回以内のようになっています。

【ポイント4】
 協定の有効期間は原則1年です。

【ポイント3】
 1日を超える3箇月以内の期間と「1年間」の2つの協定となっていますか。

【ポイント2】
 事業主が法人の場合は、法人の名称、支店・店舗等の場合は支店・店舗名も併せて記入してください。支店・店舗等の場合は、その所在地を記入してください。

【ポイント1】
 具体的に区分されていますが、「社員」など具体的な記載ではなく、時間外労働を細かく記入してください。

【ポイント10】
 限度時間（月 45 時間、1 年 360 時間等）を超過する時間外労働についての割増賃金率がそれぞれ定められていますか。

【ポイント9】
 ⑩の所定休日のうち法定休日労働（週1日又は4週4日の休日）が予定されている場合に協定してください。

【ポイント8】
 1 協定当事者が労働者の過半数を代表する者である場合
 2 協定届の提出は適正ですか
 3 労働者の代表者が署名又は記名押印することによって、協定書を兼ねることができるとされています。

【ポイント7】
 使用者の印については、事業主の場合は、代表者印を捺印してください。事業主に代わって協定締結の権限を与えられた使用者（人事部長、支店長、工場長等）の場合は、個人印を捺印してください。会社内で権限を示す印を使用している場合は、当該印を使用することもできます。なお、自署の場合は、押印を省略できます。

【ポイント5】
 特別の事情をできる限り具体的に定めていない場合は、臨時のものに限られ、全体として1年の半分を超えないものとする期間として1年を超え3箇月以内の一定の期間に限り限度時間を超過することのできる回数等を定めることとされており、一定期間が1箇月の場合は6回以内、3箇月の場合は2回以内のようになっています。

【ポイント4】
 協定の有効期間は原則1年です。

【ポイント3】
 1日を超える3箇月以内の期間と「1年間」の2つの協定となっていますか。

【ポイント2】
 事業主が法人の場合は、法人の名称、支店・店舗等の場合は支店・店舗名も併せて記入してください。支店・店舗等の場合は、その所在地を記入してください。

【ポイント1】
 具体的に区分されていますが、「社員」など具体的な記載ではなく、時間外労働を細かく記入してください。

【ポイント10】
 限度時間（月 45 時間、1 年 360 時間等）を超過する時間外労働についての割増賃金率がそれぞれ定められていますか。